手持動力工具メーカー 各位

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長

手持動力工具の振動レベルの調査について(協力依頼)

平素から労働衛生行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、職場のリスクを低減し、すべての働く人々の安全と健康 の確保を目指して、平成 15 年度を初年度とし、平成 19 年度を目標年度とする、第 10 次の労働災害防止計画(以下「10 次防」という。)を策定したところです。

この10次防において、職業性疾病予防対策の一つとして、「振動障害の減少を図るため、事業者が機器の購入に際し、低振動のものを選択しやすくするため、製造者による振動レベルの表示の導入を図る」こと等が示されております。

今般、当該施策の検討に資するため、手持動力工具メーカーのご協力をいただき、手持動力工具の振動レベル等の実態を把握することといたしました。

つきましては、業務繁忙の折、お手数をおかけしますが、別添調査票に所要事項をご記入のうえ、<u>平成16年2月20日までに</u>、下記の返送先あて、ご返送下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記の担当者まで お問合せ下さい。

記

調査票の返送先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課(物理班)

担当者: 夏井、吉田

電話 03-5253-1111(内線 5496) FAX03-3502-1598

E-mail <u>natsui-tomoki@mhlw.go.jp</u>

yoshida-takanori@mhlw.go.jp

手 持 動 力 工 具 調 査 票

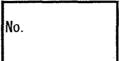
この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりする ことはありませんので、ありのままに記入してください。

※本用紙に工具ごとにご記入ください。

調査票作成年月日 事業場名 所在地

(各項目について、お手持ちのデーターの範囲でご記入下さい。)

※製造している手持動力工具の製品カタログを添付して下さい。



平成

月

日



厚生労働省 安全衛生部

労働衛生課

	記入担当者				Tel:			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			※ 2枚目以降、	省略可		
工具の種類:								
型式番号又は名称:								
工具写真等(振動ピック	アップの取付位置、測定	】 B軸を示してください	。)					
		振重	加測 定値	※振動 方法	が測定値については の優先順位でいず	、ISO > I れかーこ	EN〉JIS〉その他 をご記入ください	の測定
		X軸	Y		Z軸	111111111	·····································	
		主ハンドル(補助ハン)			主ハンドル(補助ハ	ンドル)	主ハンドル(補助/	ヘンドル)
周波数補正振動加速度	実効値 (ISO8662による)	(m/s ²	()m/s ²	()m/s ²	()m/s ²
工具振動レベル(ref=10	⁵ m/s²) (JISB4900による)	(dB	() dB	() dB	() dB
		澳	定 方 法	※以1 記入7	ト、測定方法が同じ 5さい	ものにつ	いては、NoOOIE	同じとご
 (イ)準拠方法	(1) ISO8662-()⊷※シュ		44-()←※シリーズ			:::::::::: の他の測	<u></u> 定方法	11111111111
(ロ)測定装置								
加速度ピックアップ	(名称)(製造業者)	(型式)			
メカニカルフィルター	有·無	(名称)(製造業者) (型式)	1
増幅器	(名称)(製造業者)	(型式)			
分析器	(名称)(製造業者)	(型式)			
テープレコーダー	(名称)(製造業者	,)	(型式)			
(ハ)振動ピックアップの取り	付方法							
(1) ネジ	(2) ホースバンドで直接固	, 定 [,]	(3) 取付ジグを	ホースバント	で固定			
(4) その他								
(二)ハンドル部の状況								
(1) 被覆されている.	イ.ゴム	ロ. その他	()
(2) 被覆されていない.						_ ,,		
(ホ)測定日 (年 月)							
※測定方法 (イ) 準拠方	法について(3)。(4)の場		ਰ ₋					

(へ)測定時の使用条件	
※測定方法 (イ) 準拠方法について(3),(4)の場合は、測定時の工具の使用条件等を記入下さい。	
※労働省通達(昭和63年1月8日付基発第11号)「手持動力工具(チェーンソーを除く。)の工具振動レベル測定方法について」による場合は、記入する必要	要はありません。
※上記労働省通達によらない場合は、具体的にご記入下さい。	
,	
	<u> </u>
	i
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
※測定方法(イ)準拠方法について(3)の場合は、この欄に測定値の根拠(例えば、数回測定の平均値、数回測定の80%上端値など)	
※測定方法(イ)準拠方法について(3)の場合は、この欄に測定値の根拠(例えば、数回測定の平均値、数回測定の80%上端値など)	
※測定方法(イ)準拠方法について(3)の場合は、この欄に測定値の根拠(例えば、数回測定の平均値、数回測定の80%上端値など)	
※測定方法(イ)準拠方法について(3)の場合は、この欄に測定値の根拠(例えば、数回測定の平均値、数回測定の80%上端値など) をご記入下さい。	
※測定方法(イ)準拠方法について(3)の場合は、この欄に測定値の根拠(例えば、数回測定の平均値、数回測定の80%上端値など)をご記入下さい。	